

中国における外国人の子どもの教育政策に関する研究  
—公立小中学校の受け入れ制度に焦点を当てて—

馬 璨婧 (ま さんせい)

## 1. 研究の目的と研究の対象

本研究の目的は、中国に暮らす外国人の子どもの教育保障について政策と実態の両面から明らかにすることである。具体的には、中央政府と地方政府の両面から外国人の子どもに対する教育政策について考察し、公立小中学校において外国人の子どもの受け入れ実態について実証的に明らかにする。そのうえで、現行制度に内在する課題を析出し、今後の改革方向を探ることを目的とする。

本研究が対象とする「外国人の子ども」とは、中国籍を持たない子どものみならず、華僑（外国に定住する中国国民）・華人（中国系外国人）の子ども、いわゆる中国にルーツをもつ子どもをいう（表1参照）。なお、中国は歴史的に移民送出国であり華僑・華人は世界中に存在するが、とくに1978年の改革開放政策に伴う対外開放により、留学を中心に仕事や就学のために海外で暮らす中国人が増えている。こうした人々は新華僑・新華人と呼ばれるが、その子どもたちも華僑・華人のカテゴリーに含むものとする。

表1：外国人の子どもの分類

親			子	本論文での表記
中国にルーツをもたない	外国人	外国籍	①外国籍	外国籍の子ども
中国にルーツをもつ	華人（中国系外国人）	外国籍	②外国籍	中国にルーツをもつ 子ども
	華僑 (国外に定住する中国国民)	中国籍	③外国籍	
		中国籍	④中国籍	

## 2. 問題の所在

文化大革命が終息し、実権を握った鄧小平により1978年から進められた政策を改革開放政策という。鄧小平は政治的イデオロギーに基づく統治体制から、経済発展を国家政策の柱に据え、計画経済から市場経済へと転換していく。こうした国家体制の変更と対外開放の推進は、国境を越える人の移動の増大をもたらし、それに関連する教育政策にも大きな影響を与えた。改革開放政策下の教育政策では、1986年に義務教育法が制定されるなど、法律による教育法制度の整備が進められ、また1985年5月の「教育体制改革に関する決定」は、建前として「地方の積極性を引き出す」ことが奨励され、国家財政の欠乏から教育経費の地方負担が課せられた。つまり義務教育経費の調達を地方に委ねることにより、各地方や各学校の自由裁量の幅が拡大し、各地方で独自の教育政策がとられるようになっていった。外国人の子どもをめぐっては、最初、アメリカや日本など西側先進諸国と国交が結ばれる過程で北京の在外公館に勤務する外国人の子どもの教育が課題となり、経済発展と

ともに中国に滞在する外国人の数は急増して外国人の子どもの教育問題が顕在化していく。そこで現地での就学制度が打ち出されるものの、外国人の子どもの教育の主な担い手は都市部を中心に広がっていく「外籍人員子女学校（インタナショナルスクールや外国人学校及び補習塾）」であった。また1990年代は、主に香港・台湾及び東南アジア諸国の華僑・華人の投資家や高度技術者の流入が加速し、華僑・華人を通じた国力増強施策へのインセンティブとして中国にルーツをもつ子どもの就学優遇措置が外国人の子どもをめぐる就学問題の二元的な構造をもたらすことになる。1990年代以降の飛躍的な経済発展を受け、21世紀に入ると、2001年のWTO加盟を契機として2008年のオリンピックや2010年の万博を通じた国際的な信用構築と地位向上を目指し、教育の格差是正と機会均等を保障する教育政策を講じていく。外国人の子どもについても、就学手続きの簡素化や無償化に向けた議論がなされ、各種の条件整備を含めた質向上の施策も打ち出されていく。同時に、改革開放政策のプロセスにおいて海外先進諸国で学んだ留学生の頭脳流出問題に対して、いわゆる新華僑・新華人の帰国誘致政策という文脈において中国にルーツをもつ子どもの優遇措置が図られていく。さらに近年においては、世界第2位の経済大国としての影響力を背景に、世界中の大学で多数の中国人留学生が学ぶ一方、国内の都市部においては外国人の子どもの現地校での就学ニーズが高まりを見せており、各種の私立学校をはじめとして多様な教育機会の選択が可能となっている。

以上、外国人の子どもの教育をめぐる状況は、中国の経済発展に伴ってその時々为社会背景の中で変遷しており、その政策的対応は一貫していない。また1985年の「決定」から中央政府と地方政府、また各学校によって異なる対応を見せており、政策と実態との乖離が生じている。そのため、本研究の主題である「外国人の子どもの教育政策」については、中央政府と地方政府の政策と学校現場での実態を総体として明らかにする必要がある。また、中国の義務教育制度は国籍を有する学齢期にある子どもが対象となっているが、「中華人民共和国憲法」と「中華人民共和国教育法」によれば、関連条件を満たし、かつ関係手続きを行った場合、外国人の子どもは中国国内の学校やその他の教育機関で学習や就学することができ、その合法的な権益は国家が守ることとなっている。さらに中国政府は、子どもの教育の権利を保障する国際条約「子どもの権利条約」を1991年12月29日に批准し、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）」を2001年2月28日に批准した。つまり、すべての子どもに教育権利を保障し、彼らの無償かつ平等な教育機会を保障することが中国政府に求められている。その意味において、外国人の子どもの教

育を考える場合は、教育権保障を踏まえながら公教育にその機会が開かれていることが重要である。加えて、上述したように外国人の子どもの中でも、中国にルーツをもつ子どもについては別枠で優遇措置が取られており、いわば二元化政策となっている。

今後も更なる経済発展が予想される中国は、さらに多くの外国人を引き寄せ、中国で生まれ育つ外国人の子どもも増えていくだろう。世界における大国として、より責任ある態度と役割が求められる中国が、外国人の子どもの教育をいかに保障していくのか、その顕彰と展望を見通す作業が重要な課題であるといえる。

### 3. 研究課題の設定

本研究の目的を達成するために、以下の課題を設定する。

課題1：中央政府における外国人政策、とりわけ外国人の子どもの教育政策の変遷を政策文書から明らかにし、外国人の子どもの就学制度の枠組みを示す。その際、1999年7月21日に中央政府が初めて制定した外国人の子どもの受け入れ規則である「小中学校及び高校における外国人の子どもの受け入れに関する管理暫定規則」（「1999年暫定規則」）、2009年1月23日に中央政府が中国にルーツをもつ外国人の子どもの対象に制定した「華僑の子どもが中国で義務教育を受けることに関する規程」（「2009年規程」）、および「1999年暫定規則」の改正案として2014年1月3日に中央政府が公示した「学校における国際児童・生徒・学生の受け入れと教育に関する規程（案）」（「2014年規程案」）の3つに焦点を当てて分析する（第1章）。

課題2：上海市を事例として、外国人の子どもに対する教育政策を政策文書に基づき明らかにしたうえで、公立小中学校における外国人の子どもの受け入れ制度を明らかにする。また、現地公立小中学校での実地調査に基づいて、外国人の子どもの受け入れ実態を解明する（第2章）。

課題3：北京市を事例として、課題2と同様の検討を行う（第3章）。

課題4：課題1～3を踏まえて、外国人の子どもの教育政策の実態とその特徴を析出し、公立小中学校における外国人の子どもの受け入れ制度の問題点を明らかにする。具体的には、中央政府、地方政府（上海市と北京市）、学校現場、それぞれの間に存在する受け入れ制度と実態との乖離、また外国籍の子どもと中国にルーツをもつ子どもの間にある制度上の乖離について指摘した上で、これらの乖離が生じる背景と要因を考察する（第4章）。

## 4. 章構成

### 序章

- 第1節 研究の目的と問題の所在
- 第2節 研究課題の設定と研究の方法
- 第3節 先行研究の検討と本研究の独自性

### 第一章 中央政府における外国人の子どもの教育政策の展開

- 第1節 改革開放政策への転換と教育
- 第2節 教育の対外開放政策と外国人の子ども
- 第3節 華僑・華人政策の変容と中国にルーツをもつ子どもの教育
- 第4節 小括

### 第二章 上海市における外国人の子どもの教育政策と受け入れ実態の事例分析

- 第1節 上海市における外国人の子どもの滞在状況
- 第2節 上海市政府による受け入れ制度の整備－「1996年通達」と「1997年通達」
- 第3節 中央政府の方針に基づく受け入れ制度の確立－「2000年実施細則」
- 第4節 独自の受け入れ制度の展開－「2006年通達」と「2007年通達」
- 第5節 受け入れ制度の充実化－2007年以降の動向
- 第6節 事例研究－5つの公立小中学校における受け入れ実態
- 第7節 小括

### 第三章 北京市における外国人の子どもの教育政策と受け入れ実態の事例分析

- 第1節 北京市政府による受け入れ制度の整備－「1997年通達」と「1999年通達」
- 第2節 中央政府の方針に基づく受け入れ制度の確立－「2000年若干規程」
- 第3節 独自の受け入れ制度の展開－「2003年通達」と「2006年通達」
- 第4節 受け入れ制度の充実化－2006年以降の動向
- 第5節 事例研究－3つの公立小中学校における受け入れ実態
- 第6節 小括

### 第四章 外国人の子どもの教育政策と受け入れ制度の現状と課題

- 第1節 中央政府と地方政府における受け入れ制度の乖離
- 第2節 受け入れ制度と学校現場での受け入れ実態との乖離
- 第3節 外国籍の子どもと中国にルーツをもつ子どもの二元化政策による乖離
- 第4節 乖離をもたらす要因分析

## 終章

### 第1節 本研究の成果

### 第2節 今後の課題

## 5. 概要

第1章では、1978年以降の改革開放政策を背景にした教育政策を概観し、教育の対外開放が進められながら外国人の子どもの教育政策が展開してきたプロセスを分析した。1980年代から90年代を通じて義務教育をはじめとする各種の教育法制が整備されながら1993年2月に「中国の教育改革と発展綱要」が制定され、その中で「教育の対外開放をさらに拡大し、国際的教育交流と協力を強化する」方針が示された。同時に第14条では「留学生の受け入れと管理方法を改革する」と規定されているように、外国人の子どもの教育も「留学生」という身分で公立学校への受け入れが始められた。当時の中国にあつては、世界の先進諸国から積極的に外資の導入と先端技術の移転を誘引させ、世界の工場としての基礎を築く段階であり、1994年10月の「中国に定住する専門家の仕事とその待遇に関する規程」には「子どもの就学・就職を『優遇』する」とされるなど、そのニーズを満たせる教育環境の整備や条件整備について基準が示されていく。その1つが1995年4月に制定された「外籍人員子女学校の設置に関する管理暫定方法」であった。

そして実質的に政府の方針として示されたのが、「1999年暫定規則」の制定である。その内容は、主に以下の5点である。①外国人の子どもの教育水準が高く整備された教育条件を提供するために、受け入れることができる公立学校を認可制にする（審査基準は地方政府が定める）、②入学する外国人の子どもは留学ビザを取得した「留学生」として扱う、③中国語の補習授業を除き特別クラスの設置を禁じて「随班就読（共学）」とする、④一部教科（「思想品德」「思想政治」など）を除き同一のカリキュラムを実施する、⑤学費の徴収は地方政府が判断する。これ以降、外国人の子ども、とくに外国籍の子どもに関する主な政策文書は出されておらず、この「1999年暫定規則」が準拠すべき規則となっている。

以上の政策と並行して、中国にルーツをもつこどもの教育については別途定められていく。中華人民共和国建国後には華僑・華人に所在国への国籍変更を勧め、現地政府を中国圏に同化する戦略として利用されたり、出入国についても厳しく制限されていた（相沢2010）。また文化大革命中においては資本主義社会のブルジョワジーと見なされ、中国内

で迫害を受けることもあった。しかし改革開放政策以降は、例えば 1978 年には華僑・華人に関する事務を取り扱う僑務弁公室を国務院に設置し、1983 年 8 月「中共中央、国務院は国外の知力を導入し、『四化』の建設の促進に関する決定」の中では「国外の知的資源の中、華僑と華人の人材導入を重点として位置付ける」との方針が示されたように、彼らの有する知識・技術や資産、何よりそのネットワークは中国の発展を牽引する人的資源と見なされ、帰国誘致政策へと転換される。

こうした背景のもと、1983 年 1 月には「帰国華僑・華僑の家族の住宅問題と子どもの進学、就職を優遇・解決する通達」を出し、「帰国華僑の子どもは重点学校を含む中学校に進学する際に適切に優遇する。具体的な規定は各地域が実情に応じて定める」ことが示された。その方針は 1990 年 9 月に制定された「中華人民共和国における帰国華僑とその家族の権益保護法」（1990 年保護法）でも「帰国した華僑の子ども及び華僑の国内にいる子どもが進学する際に、国家の関連規程に従って優遇する」として確認される。

21 世紀にはいると、2000 年 8 月に「平和に発展させ、（国家の）統一を平和に促し、民族の復興を実現する」をスローガンとする「世界華僑と華人における中国の統一を促進する会議」を発足させ、華僑・華人との団結・友愛をアピールする。その背景には、1997 年にはイギリスの租借地であった香港が返還され、1999 年にはポルトガル領のマカオが返還される。また台湾が 2000 年の総統選挙で国民党から民進党へ政権交代するなど、中国を取り巻く国内外の国際環境の変化があり、これ以降の華僑・華人優遇政策は主にナショナリズムの観点から 1 つの中国を掲げる共産党政権の融和策として理解することが必要である。2000 年 10 月には「1990 年保護法」の実施方法を改訂し、2004 年 6 月には「中華人民共和国における帰国華僑及びその家族の権益保護法に関する実施方法」として公布される。中国にルーツをもつ子どもの教育に関しては、「華僑の子どもが帰国して義務教育を行う学校に就学する場合、現地住民の子どもと見なして就学手続きを進める」とされ、中国にルーツをもつ子どもに対する「優遇」措置を温存したまま、中国人の子どもと同様の権利についても保障された。さらに 2009 年 1 月には「華僑の子どもが中国で義務教育を受けることに関する規程」（2009 年規程）として、「現地住民の子どもと見なして就学手続きを進め、学費及び雑費を免除される権利を享受する」、「華僑の子どもにあらゆる名目や形式で費用徴収項目を設けたり、費用金額を引き上げたりすることをしてはならない」など中国人の子どもと同様に就学手続きの簡素化や義務教育の完全無償化などが規定された。しかしあくまでも原則を示したものにすぎず、具体的な方法については「各省（自治区、

市) の実際状況に基づいて検討し制定する」と地方の裁量に任されている。

さらにこの時期は、海外留学から帰国せず海外にとどまる頭脳流出問題が顕在化してくる。そのため、2000年1月に「優秀な帰国留学者の子どもの入学問題を適切に解決することに関する意見」が出され、教育条件の整備された公立小中学校への優先的就学や高校、大学への進学試験での優待、またバイリンガルクラスの設置など、優秀な帰国留学生を増加させるインセンティブが示された。

以上のように、中央政府における外国人の子どもをめぐる教育政策は、主に公立学校にあっては水準や設備など教育条件における優遇措置を定め、また外籍人員子女学校を認容することで就学機会の拡充を図っていったことが分かる。また中国にルーツをもつ子どもについては、こうした優遇措置に加え、中国人の子どもと同等の権利、例えば無償制や就学手続きの簡素化などが享受できることに加え、重点学校への優先入学や進学に当たっての優遇措置、バイリンガルクラスの設置など、特別な条件が保障されるなど、同じ外国人の子どもの中でも外国籍の子どもと中国にルーツをもつ子どもの二元化政策が図られていったことが明らかとなった。しかし、具体的な実施方法については、各地方の状況に即して地方政府の裁量に任されていることが分かった。

第2章では、上海市を事例に地方政府での外国人の子どもの教育政策の展開を跡づけながら、公立小中学校5校の実態調査及び校長、行政担当者へのインタビューを行った。

上海市では、2012年の統計で17万人超の外国人が滞在しており、2006年の統計では外籍人員子女学校に約21,000人の子どもが就学している(2015年現在、28校が開校されている)。1980年代において、上海市政府は増加する外国人の子どもの就学問題について領事館及び外資系企業などが自主的に外国人学校を設立するよう働きかけていた。1993年3月以降、「上海市におけるインターナショナルスクールの設立に関する若干の意見」などの文書を通じてインターナショナルスクールの開設に関する諸規定を整備し、また公立学校にも国際バカロレアに準拠した「国際部」の設立が認可された。1996年7月には、「私立学校等の費用徴収の調整に関する通達」によって学費の基準額が示された。当時、上海市戸籍を有する子どもは無償(ただし雑費という名目で徴収し、上海市以外の戸籍を有する場合は学費が必要)であったが、中国にルーツをもつ子ども、外国籍の子どもはそれぞれ異なる額の学費が必要であった。上海市戸籍の子どもの雑費(半期で小学校50元、中学校80元)と外国籍の子どもの学費(半期で小学校2,100元、中学校2,600元、重点中学校4,100元)と比較すると40~50倍という開きが存在した。その意味では90年代までの外国



人の子どもの就学は、中国にルーツをもつかどうかによる二元化政策のもとで、受益者負担というだけでなく学校の重要な外貨獲得の手段となっていたことが分かる。学費に関しては、2007年に出された通達で、中国にルーツをもつ子どもについては無償化されたが、外国籍の子どもについては、上海市在住の家族帯同型の子ども（半期で小学校3,000元、中学校6,000元）と子どもだけの留学児童・生徒（半期で小学校34,000元、中学校38,000元）では異なる基準の学費が徴収されている。

中央政府による「1999年暫定規則」を受けて、2000年1月に「上海市の現地学校における外国人の子どもの受け入れに関する管理実施細則」が出され、外国人の子どもの就学に関して体系的に規定された。「1999年暫定規則」をより詳細に規定した内容であるが、就学に際して入学試験を課すことや受け入れ学校の認可基準の強化、対外中国語教員免許を有する教員による中国語指導、施設設備の充実など高い基準が示されている。その後、2006年11月の「上海市の幼稚園、現地学校における外国人の子どもの受け入れに関する若干の規程に関する通達」では、外国人の子どもの受け入れを「合法的に就労する外国人が同伴する子ども（家族帯同型）」と「海外から上海市の現地学校への就学を希望する外国人の子ども（留学児童・生徒）」に分類することで、一貫して共学（随伴就読）を原則としていた就学方法から例外的に別学を認める改正がされた。つまり後者については、高額な学費を課す一方で、子どもの状況に応じて「独自の教育計画を立て、教育活動を行うことができる」としている。

以上のような政策的背景のもとで、現地学校に通う外国人の子どもは増加し続けている。受け入れを認可された公立小中学校は、2001年に71校であったが2004年には150校となり、就学する外国人の子どもは1,741人であった。李（2010）によれば2010年に2万人以上が現地学校に在籍しているという。そこで、市内5校の実地調査を行い、外国人の子どもの受け入れ実態について分析を行った。調査対象校のうち2校は「外国籍児童・生徒部」を設置している別学体制で受け入れを行っている。調査の結果明らかになったことは主に次のとおりである。入学試験について、実施する学校と実施しない学校があり、試験結果により不合格にする学校と中国語力や学力の参考にして原則的に入学させる学校がある。中国語の補習について、実施する学校と実施しない学校がある。また「外国籍児童・生徒部」で受け入れている2校について、専門の担当者を配置して一般のカリキュラムとは異なる特別のカリキュラムを編成している。また家族帯同型の子どもに規定された学費よりはるかに高額な授業料が設定されているにもかかわらず、中国にルーツをもつ子どもが一

定数在籍している。こうした実態は、中央政府や上海市政府の規程にある不分明な点や例外的な規程（「留学児童・生徒」の規程など）を拡大解釈しながら、各地の状況に即した裁量の範囲として学校経営に適応させているものと思われる。しかも中国にルーツをもつ子どもへの優遇政策を利用せずに、高額な学費を払っても「外国籍児童・生徒部」の特別な教育を受けさせる華僑・華人の教育戦略もうかがえる。

第3章では、北京市を事例に地方政府での外国人の子どもの教育政策の展開を跡づけながら、公立小中学校3校の実態調査、及び校長、行政担当者へのインタビューを行った。

北京市の外国人の子どもに対する教育政策は、大使館駐在員の子弟への教育保障として1973年から一部の学校で受け入れを開始し、1987年に「大使館人員子女学校の設立」に関する規程を定めたことから始まる。最初の体系的な受け入れ制度は1997年8月の「北京市の公立学校の費用徴収基準の調整に関する通達」と2000年1月の「北京市の現地学校における外国人の子どもの受け入れに関する若干規程」で示される。学費については、上海市の場合とほぼ同様に、外国人の子どもの就学に対して高額な学費を要求する基準が示された。北京市における方針は、「外国人の子どもを受け入れる現地学校は、外国人の子どもの教育に関する事務の管理を強め、思想教育を強化する」という文言に表れている。具体的には、受け入れ可能な学校を開校から10年以上の学校に限定し、全校児童・生徒の10%を超えないようにする、外国人の子どもを担当する副校長レベルの管理責任者を配置し、子どもには中国の法律や規則を掲載した「外国人の子どもハンドブック」を配布するなどとしている。また共学を基本原則としながら、教員の資格として「高級教員」を30%以上、「初級教員」は25%以下、また中国語の補習クラスは外国語能力を有し「対外漢語教員免許」を取得しなければならないなど具体的な基準が示されている。この若干規程に基づき2003年時点で受け入れを認可された公立小中学校は25校であったが2012年には95校にまで増加した。なお1999年12月には、高度な専門性を有する外国人専門家（ハイテク技術産業従事者など）に対して、「高度人材の子どもの現地学校への就学および幼稚園への入園の北京市住民同様の待遇に関する通達」が出され、北京市戸籍の子どもと同様の待遇をすることが決められている。その後、2006年3月に「幼稚園、現地学校における外国人の子どもの受け入れの費用の徴収に関する通達」では、同年に上海市で出された通達と同様に外国人の子どもを「北京市で常住する外国人の子ども（家族帯同型）」と「中国で短期・長期留学する子ども（留学児童・生徒）」を分け、後者については公立学校が独自に公設民営で教育機関（私立学校）を設置することが認められた。

また 2000 年代に入って、中国にルーツをもつ子ども、とくに帰国留学者の子どもについていくつかの規程を定めている。これらは、同じ中国にルーツをもつ子どもの中でも親の国籍や戸籍などの属性によって就学手続きや待遇などで差異化している。その理由は定かではないが、外国人の中でも香港、マカオ、台湾などの華僑人材への優遇措置、また国外に居住する新華僑の帰国誘致策としてのインセンティブであり、個別の対象に向けた場当たりの政策とも見える対応である。

さらに学校現場での実態について、3校の事例校を選定し調査を行った。北京で受け入れが認可されている学校のほとんどは、「国際課」という特別クラスを設置している。また共学であっても、一般の通常学級ではなく特別クラスであるため入学試験や面接を課して「バイリンガルクラス」や「ディプロマクラス」など3校それぞれに外国人の子どものニーズを満たす特色を打ち出している。また外国人向けの中国語研修クラスなどを設けて、入学試験によらず受け入れている学校もある。そのため、いずれも学費は高額で 20,000 元以上のところもあった。受け入れについては、通常学級での共学の場合はほぼ規定のとおりであるが、上海と同様に中国にルーツをもつ子どもであっても、子どもが留学ビザを取得して学費を負担すれば、外国籍の子どもと同様に特別クラスに入学することが可能である。

第4章では、第1～3章での検討を踏まえ、中央政府、地方政府、学校のそれぞれの政策と実態を比較し、その異同を3つの「乖離」という視角から分析を行なった。

まず中央政府と地方政府における受け入れ制度の乖離であるが、国の政策としては共学を基本原則としているが、上海や北京では「留学児童・生徒」というカテゴリーによって特別クラスの設置を認めていた。とくに北京では、公設民営の教育機関を設置することが認められている。また共学が原則であるために、一部科目を除きカリキュラムは中国の児童・生徒と同様であるが、上海市では「思想品德」「思想政治」などの科目を免除することが明記されている。ただ留意すべきは、北京市や上海市では中央政府に先立って、実際の状況に応じて先行して独自に規程を定めており、中央政府の規程も総論的な内容が示されるにとどまったものであるといえる。

次に、受け入れ制度と学校現場での受け入れ実態との乖離であるが、基本的には中央政府や地方政府の規程に準拠しつつも、学校現場では異なる受け入れ実態が存在した。それは例えば、入学手続きや学費、学校のカリキュラムや中国語指導のあり方、入学試験の有無などである。インタビューからは、外国人の子どもに条件の整った教育環境を提供する

ためや、政府から外国人の子どもの教育経費が手当てされないためなどの理由が語られた。

最後に、外国籍の子どもと中国にルーツをもつ子どもの二元化政策による乖離である。基本的に外国籍の子どもは留学生という扱いで、入学試験や面接、そして高額な学費を負担する必要があるが、施設設備や教育環境が整い、高い学力水準の学校への就学が保証されている。それに対して中国にルーツをもつ子どもについては、無償の義務教育や重点学校への優先的入学、進学に際しての入学試験での配慮など中国人と外国人の両方のメリットを享受できるような優遇措置がとられている。

以上のような乖離を生み出す要因として、本研究では次の3点を指摘した。第1に1985年の「教育体制改革の決定」によって、各地方の実情に応じて地方に多くの権限が委譲されていることから、北京市や上海市などの発展した地域では中央政府に先立って独自の施策を進めていることである。そのため、中央政府では包括的、総論的な規程にとどまり、学校では実情を反映しながら顧客である外国人のニーズに即した学校づくりを行なう。その間にあって、中央政府と学校現場をつなぐ狭間で地方政府が整合性をとるように「乖離」が見られる規定をしていることを指摘した。第2に、時代によって外国人の子どもの位置づけが変化していくことに伴う「乖離」である。改革開放政策の当初においてなにより、華僑・華人を含めて知識や技術をもたらしつつ、外貨獲得の対象として制度構築が図られていく。しかし経済発展の進展により、外国人の子どもへの教育はサービスとなり受益者負担で多様なサービスの提供が求められていく。同時に国際化の進展が、学校の国際化の指標として宣伝材料とされている側面を指摘した。第3に、華僑・華人の位置づけの変化である。先進の知識や技術、そして外貨を有する華僑・華人に対して、中国の発展に利用しようとする意図からの中国にルーツをもつ子どもの就学での優遇政策が、外国人の子どもの教育政策における二元化をもたらした。21世紀にはいると、華僑・華人は1つの中国を示す同胞として融和政策に位置づけられる。同時に北京市の規程に見られるように、新華僑・新華人の頭脳流出問題から、中国への帰国誘致政策としても二元化政策はより複雑に細分化されていったと考えられる。

## 6. 本研究の成果

GDPでアメリカに次ぐ国力を有するようになった中国であるが、いまだ先進諸国と比較するとき、多くの問題が存在している。そのひとつとして本研究において外国人の教育保障の問題について考察してきた。国家の政策に対して地方政府、学校現場で統一的な運用

がされず、それぞれの間で齟齬が生じていることを示した。また中国人の子どもと中国にルーツをもつ子ども、そして外国籍の子どもが、就学においてそれぞれ異なる処遇がされていることを明らかにしてきた。このことは、近代的な法治国家としての成熟度において、いまだ途上といわざるを得ない。

今後、中国は大国として世界の中で信頼に基づく地位を獲得していかなければならない。そのためにも、批准している子どもの権利条約や国際人権規約の履行が求められる。そのほかにも、隣接する東南アジア諸国から不法滞在者を含む多くの労働者が流入している現状がある。これまでのように中国より経済的に優位にある先進諸国からの外国人だけでなく、高額の学費を負担できない外国人問題が生じている。こうした人々の子どもたちに対して、人権に基づく教育権として義務教育保障が求められる。本研究の延長線に、こうした課題についても射程に入れていく必要がある。

#### 主要参考文献（出版年順）

- 篠原清昭（2001）『中華人民共和国教育法に関する研究－現代中国の教育改革と法－』、九州大学出版会。
- 杉村美紀（2003）「中国における国家発展戦略としての留学政策」、『東洋文化研究』、第5巻、学習院大学東洋文化研究所、pp.35－90。
- 宮島喬、太田晴雄（2005）『外国人の子どもと日本の教育－不就学問題と多文化共生の課題－』、東京大学出版会。
- 玉置充子（2009）「中国のナショナリズム拡大と華僑・華人」、『海外事情』、第57巻第11号、拓殖海外研究所、pp.49－64。
- 相沢伸広（2010）『華人と国家－インドネシアの「チナ問題」－』、書籍工房早山。
- 白土悟（2011）『現代中国の留学政策－国家発展戦略モデルの分析－』、九州大学出版会。
- Tiedao Zhang and Eurydice(2005), Review of Integrating Immigrant Children into Schools in Europe, *International Review of Education*,(51) 4 , pp.354-356.
- Zhang minxuan(2009), *New Era, New Policy Cross-Border Education and Sino-Foreign Cooperation in Running Schools in the Eyes of a Fence-Sitter*, *Chinese Education and Society*, (42) 4, pp.23-40.
- 中華人民共和国教育部（1999）、『共和国教育 50 年』、中華人民共和国教育部編。
- 丘進ら（2011）『華僑華人研究報告』、社会科学文献出版社。